

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人正和会
グループホームやすらぎ

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 社会福祉法人正和会 グループホームやすらぎ
- ・開設年月日 平成19年 9月 1日
- ・所在地 宇和島市蛤95番地3
- ・電話番号 0895-22-6655 FAX番号 0895-22-2244
- ・代表者名 渡部 三郎

- ・介護保険指定番号(3890300035号)

(2) 事業所の職員体制

	人数	業務内容
管理者	1	<ul style="list-style-type: none">・業務管理・従業員の管理・関係機関等との連絡調整・利用の申込みに係る調整・その他
計画作成担当者	1	<ul style="list-style-type: none">・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成指導等・利用相談等に係る調整・介護従業者等に対する相談助言及び技術指導・その他
介護従業者	8以上	<ul style="list-style-type: none">・入浴、排泄、食事等の介護の実施・日常生活上の支援及び機能訓練の実施・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の検討と実施・その他
看護師	1以上	<ul style="list-style-type: none">・利用者に対する日常的な健康管理・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連携・調整・看取りに関する指針の整備

(3) 設備の概要

- ① 居室A 3室(トイレ・洗面台・エアコン・押入れ付き)

- ② 居室B 6室（洗面台・エアコン・押入れ付き）
 - ③ 居間及び食堂
 - ④ 台所
 - ⑤ 浴室及び脱衣室
 - ⑥ トイレ
 - ⑦ リネン室
 - ⑧ 洗濯室
 - ⑨ 職員室 2室
 - ⑩ 非常災害設備（消火器・火災受信機・煙探知機・避難口誘導灯）
 - ⑪ その他
- (4) 営業日及び営業時間
- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。
 - ② 営業時間 午前8時30分から午前8時30分までとする。
- (5) 利用定員 9名とする。

2 事業の目的と運営方針

(1) 目的

本事業は、要支援2・要介護1～5の状態であって認知症の状態にある利用者に対し、適正な（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 事業所は、要支援2・要介護1～5の状態であって認知症の状態にある利用者が、共同生活起居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを運営方針とする。
- ② 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ③ 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

3 サービス内容等

(1) 介護の内容

- ① 入居者は日常生活における炊事、洗濯、掃除等の家事を各自のできる範囲で全員が協力して行うものとし、介護従業者等は基本的にその補助業務に携わるものとする。
- ② 入居者の心身の状況や希望、環境等を踏まえて作成した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護従業者等は入居者の食事、入浴、排泄等日常生活全般の支援を行う。
- ③ 入居者の日常生活は、入居者個々の生活サイクルに合わせたものとし、各自がそれぞれ自由にゆったりした時間を過ごしてもらうものとする。
- ④ 買い物等軽微な外出は介護従業者等が付き添うものとし、緊急時以外の受診、外泊等の送迎については原則として家族等にお願いするものとする。

(2) 入退居

- ① （介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2・要介護1～5の状態であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。
 - (イ) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (ロ) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (ハ) 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- ② 入居後利用者の状況が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- ③ 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めることとする。
- ④ 医療機関への入院期間は原則1ヶ月以内とし、越えた日から退居とする。

(3) 記録

当事業所は、利用者の介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を完結の日から5年間保存することとする。

(4) 身体の拘束等

当事業所は、原則として身体拘束は行いません。また、適切なサービスの提供に向けて身体拘束廃止委員会を設置し開催します。尚、身体拘束廃止の指針に基づき、切迫性、非代替性、一時性の全ての要件を満たした時に身体拘束をした場合、その理由を利用者に説明するとともに代理人に対して、理由及び一連の経過を報告します。

(5) 秘密の保持

当事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密保持を厳守する。ただし、次の各号についての情報提供については、利用者及び家族等から、予め同意を得ることとする。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守することとする。

(6) 情報公開

当事業所は、利用者が介護サービスの提供に関する記録の閲覧を求めた場合には原則としてこれに応じることとする。但し、代理人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じることとする。

(7) 自己評価・外部評価について

当事業所は、国で定められた自己評価、外部評価を行うものとする。自己評価、外部評価の閲覧を求められた場合には原則としてこれに応じることとする。

(8) 重度化した場合の対応

入居者が、重度化した場合は、別紙重度化した場合の指針により対応する。

4 利用料等

(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防) 認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、別紙料金表の額とする。

(2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護にかかる利用料については、次の額を徴収する。

①家賃

1ヶ月 27,000円

※この額については、生活保護法による住宅扶助限度を適用する。

②食費

1ヶ月 35,000円

③共通経費(水道光熱費、整備保守、備品、消耗品等)

1ヶ月 25,000円

※冬季(11月から3月まで)については、生活保護法による冬季加算2,600円を加算する。

④おむつ代

実費

⑤その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められるもの 実費

(3) 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

(4) 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は代理人に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(5) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の利用者等は、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座引落等により納付するものとする。

(6) 入院期間中の利用者の負担については、食費及び共通経費は不要とし、家賃は必要とする。

5 要望及び苦情の相談

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
事業所内に常設の窓口を設置し、常勤の職員を担当者とする。

(電話) 0895-22-6655 (FAX) 0895-22-2244

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

- (2) 利用者からの相談・苦情等の申し出があり、その案件が軽微なもので受理担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応処理する。
- (3) 受理担当者において処理できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者から聞き取り及び調査を行い、社会福祉法人正和会本部へ報告し、関係者検討者委員会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応する。
- (4) 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を申し出ることができます。
 - ・宇和島市高齢者福祉課介護保険係 受付時間 8:30～17:15 (平日)
電話 0895-24-1111 FAX 0895-24-1126
 - ・愛媛県国民健康保険団体連合会 受付時間 8:30～17:15 (平日)
電話 089-968-8700 FAX 089-968-8717

6 事故発生時の対応等

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに代理人又は利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- (2) 事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとする。

7 緊急時における対応等

従業者は、利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

8 協力医療機関

- (1) 市立宇和島病院
- (2) 公益財団法人正光会宇和島病院

9 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的計画を作成し、防災及び消火設備の保守点検及び救助、消火、通報訓練及び避難訓練等を定期的に行うこととする。

10 入居に当たっての留意事項

グループホームの入居に当たって、入居者及び代理人又はその家族等は以下の事項に留意し、健全かつ適正な入居生活を送るものとする。

- (1) 入居者は、居室及び共用施設をその本来の用途に従って利用するものとする。
- (2) 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合には、介護従業者等職員が入居者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、職員は入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行うものとする。
- (3) 入居者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (4) 入居者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、入居者及びその家族等と事業者の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。
- (5) 入居者は、次の事項に該当する行為を行うことを禁ずる。
 - ① 事業所の敷地内で喫煙すること
 - ② 事業所の職員又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
 - ③ その他危険物等の持ち込み
- (6) その他特に定めのない事項については、入居者及び代理人又はその家族等と事業者の協議によるものとする。

11 その他運営についての重要事項

- (1) 事業所は、介護従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
- (2) 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。
- (3) この重要事項説明書に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の利用に当たり、契約書および本書面で重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 宇和島市蛤95番地3
名称 社会福法人正和会 グループホームやすらぎ

代表者 社会福祉法人 正和会
理事長 渡部 三郎

説明者 社会福祉法人正和会 グループホームやすらぎ
管理者

私は、契約書および本書面により、事業者から（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所 宇和島市

氏名

代理人

住所

氏名

身元引受人

住所

氏名

家族

住所

氏名